

議案第 5 号

川崎市立労働会館条例を廃止する条例の制定について

川崎市立労働会館条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 1 3 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市立労働会館条例を廃止する条例

川崎市立労働会館条例（昭和 2 6 年川崎市条例第 7 3 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

川崎市立労働会館条例を廃止するため、この条例を制定するものである。